

# 南砺市山間過疎地域振興条例(案)について

南砺市企画情報課

## 南砺市の山間地の深刻な過疎の状況

◆南砺市の山間地は、10年間で大幅な人口減少 (H12, H22国勢調査)  
 南砺市全体 H12年 60,182人 → H22年 54,724人 9.1%の減  
 五箇山地域 H12年 3,496人 → H22年 2,432人 30.4%の減

◆著しい高齢化 (H22国勢調査65歳以上人口割合)  
 南砺市全体 31.1% 五箇山地域 39.4% ※参考：全国 23.0%

◆豪雪による山間地の厳しい自然環境 (H22富山県降積雪及び気温観測調査)

観測地点	標高(m)	年間降雪合計(cm)	最大積雪深(cm)
南砺消防署(福光)	90	465	153
南砺消防署城端出張所	164	708	195
祖山発電所(平)	247	995	255
上平行政センター	328	1,258	319
利賀行政センター	550	1,844	326

- ◆山間地で発生している様々な問題
- 人口減少による農業、林業、伝統芸能、文化の後継者、担い手不足
    - ⇒ 農地、山林の荒廃、伝統芸能、文化の衰退
  - 不利な条件による農地の耕作放棄、山林の管理放棄
    - ⇒ 洪水、土砂崩等の災害発生や熊や猪の出没による鳥獣被害
  - 人口減少による更なる人口減少
    - ⇒ 公共交通、医療、教育環境の悪化
    - 集落のコミュニティ機能の維持・継続が困難、世帯負担の増

城端、福光、井口の山間地でも同じような状況がおきています。

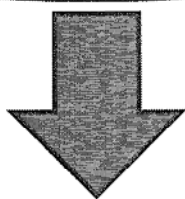
山間地の過疎化が平野部へ与える影響

- ・ 水源かん養能力の低下により、下流域への洪水発生
- ・ 森林保全ができなくなることによって土砂災害が発生し、道路、交通の遮断
- ・ 山林の荒廃による空気、水の浄化能力の低下
- ・ 伝統芸能、文化、産業の衰退による市の観光情報発信力の低下
- ・ 熊や猪等の有害鳥獣の平野部への出没
- ・ 市全体としての活力低下

## 山間地の公益的機能

- ・水源かん養、洪水防止等の美しく風格ある国土の保全機能
- ・豊かな自然と水や大気の浄化等の環境の保全機能
- ・自然や文化のふれあいを通じた教育の場や心身を癒す安らぎの空間の提供

市民みんながその恩恵を享受



山間地の公益的機能は  
南砺市民共有の財産

市民みんなの共有財産である山間地を守るために  
山間過疎地域の振興を図る必要があります。

## 山間過疎地域で期待される主な振興策

- ・生活交通の確保や道路、通信基盤の整備、保健・医療の確保
- ・森林、農地、観光地等の個性を生かした産業の振興
- ・子育て支援や教育環境の向上
- ・移住、定住の促進
- ・自然環境、景観の維持保全
- ・水源地としての機能維持、保護
- ・伝統文化の保存伝承に必要な支援



## 南砺市山間過疎地域振興条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、豪雪等の厳しい自然環境及び日常生活に極めて不利な地理的条件などによる過疎化並びに高齢化の進行に伴い、集落機能及び地域の活力が著しく低下している山間過疎地域の振興について、基本理念を定めるとともに、山間過疎地域の振興に関する施策の基本となる事項を定め、山間過疎地域の振興を総合的に推進することにより、本市の一体的な発展を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）山間過疎地域 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 合併前に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域であった、旧平村の区域、旧上平村の区域及び旧利賀村の区域

イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地の指定要件に該当する地域の集落

ウ 集落の住居の過半数が標高200m以上にある集落

エ イ又はウに準ずるもので世帯数が20世帯未満の集落

（2）地域住民 山間過疎地域に居住する市民又は山間過疎地域に土地若しくは家を所有する者をいう。

### （基本理念）

第3条 山間過疎地域は、豊かな自然と文化資源に恵まれた本市において多面的な公益的機能を有し、全ての市民の安全安心な生活に重要な役割を担っているが、山間地域特有の不利な条件などによる都市部への人口流出、少子化等によって、著しく過疎化が進行している。こうした流れに歯止めをかけることを目指し、地域の活性化、住民福祉の向上及び地域格差の是正のため、次に掲げる事項を基本理念として山間過疎地域の振興を図るものとする。

（1）水源かん養、洪水防止等による美しく風格ある国土の保全、豊かな自然並び

に水及び大気の浄化による環境の保全、自然及び文化とのふれあいを通じた教育の場、心身を癒す安らぎ空間の提供など、山間過疎地域が有する公益的機能は、市民共有の財産であり、市民生活の向上に重要な役割を担っていることを踏まえ、その機能の維持に努めること。

(2) 市民が、山間過疎地域が有する公益的機能から多大な恩恵を受けていることを認識し、その維持の重要性を理解すること。

(3) 地域住民が山間過疎地域に誇りを持ち、互いに支え合い、安心して住み続けられるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山間過疎地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、自主的かつ主体的に山間過疎地域の振興を図るよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本とし、山間過疎地域の振興に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 山間過疎地域における生活交通の確保、道路及び情報通信基盤の整備、保健・医療の確保、福祉の充実等の生活環境の向上を図ること。

(2) 山間過疎地域の森林、農地、観光地等、地域の個性及び資源を生かした産業の振興を図ること。

(3) 山間過疎地域における子育て支援及び教育環境の向上を図ること。

(4) 山間過疎地域への移住及び定住の促進を図ること。

(5) 山間過疎地域の自然環境及び景観の維持保全に努めること。

(6) 山間過疎地域の水源地としての機能を維持し、その保護に努めること。

(7) 山間過疎地域の伝統文化の保存及び伝承に必要な支援を行うこと。

(8) 山間過疎地域が有する資源等について情報発信を行い、地域間での交流を推進すること。

(9) 山間過疎地域の振興に資する自主的かつ主体的な取組みを支援すること。

(10) 山間過疎地域の重要性を学び合う機会をつくとともに、地域づくりの担い手の育成に努めること。

(推進体制の整備等)

第8条 市は、山間過疎地域の振興に関する施策を策定し、円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民の意見等の施策への反映)

第9条 市は、市民の意見及び山間過疎地域の現況を把握し、地域振興に関する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民への公表)

第10条 市長は、毎年、山間過疎地域の振興に関する施策の実施状況等について、市民に公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 月 日から施行する。

## 南砺市山間過疎地域振興条例(案)対象集落

地域	該当	世帯数 H24.3.末	人口 H24.3.末	住居最高 標高(m)	200m以上 世帯数	200m以上 世帯率	該当 要件	
平	下梨	○	83	196	305	83	100%	ア
	大島	○	33	109	308	33	100%	ア
	箆渡	○	15	43	404	15	100%	ア
	下出	○	27	84	363	27	100%	ア
	東中江	○	13	44	383	13	100%	ア
	高草嶺	○	21	40	465	21	100%	ア
	夏焼	○	4	8	515	4	100%	ア
	平入谷	○	13	26	443	13	100%	ア
	寿川	○	8	25	453	8	100%	ア
	大崩島	○	12	36	295	12	100%	ア
	祖山	○	14	39	276	14	100%	ア
	杉尾	○	7	20	319	7	100%	ア
	渡原	○	2	4	294	2	100%	ア
	上松尾	○	4	5	603	4	100%	ア
	小来栖	○	16	43	566	16	100%	ア
	来栖	○	15	44	435	15	100%	ア
	中畑	○	13	48	369	13	100%	ア
	見座	○	17	53	382	17	100%	ア
	相倉	○	20	54	419	20	100%	ア
上梨	○	30	103	319	30	100%	ア	
田向	○	15	49	317	15	100%	ア	
小計	21	382	1073	-	382	100%		
上平	成出	○	3	11	380	3	100%	ア
	楮	○	17	70	375	17	100%	ア
	真木	○	5	12	356	5	100%	ア
	東赤尾	○	3	7	364	3	100%	ア
	新屋	○	24	87	343	24	100%	ア
	田下	○	5	23	345	5	100%	ア
	菅沼	○	5	27	328	5	100%	ア
	上平細島	○	20	76	330	20	100%	ア
	小原	○	19	50	316	19	100%	ア
	猪谷	○	18	64	348	18	100%	ア
	皆葎・葎島	○	36	138	315	36	100%	ア
	小瀬	○	2	4	417	2	100%	ア
	漆谷	○	5	14	363	5	100%	ア
	下島	○	15	50	337	15	100%	ア
	西赤尾町	○	31	109	348	31	100%	ア
小計	15	208	742	-	208	100%	ア	
利賀	水無	○	1	2	984	1	100%	ア
	大勘場	○	2	3	760	2	100%	ア
	千束	○	6	15	634	6	100%	ア
	中口	○	1	1	611	1	100%	ア
	阿別当	○	22	61	554	22	100%	ア
	坂上	○	37	126	569	37	100%	ア
	上島	○	23	48	559	23	100%	ア
	利賀細島	○	6	18	498	6	100%	ア
	岩淵	○	9	25	557	9	100%	ア
	北島	○	5	7	462	5	100%	ア
	利賀上村	○	26	77	569	26	100%	ア
	利賀下村	○	13	37	536	13	100%	ア
	大豆谷	○	12	33	606	12	100%	ア

地域	該当	世帯数 H24.3.末	人口 H24.3.末	住居最高 標高(m)	200m以上 世帯数	200m以上 世帯率	該当 要件	
利賀	北豆谷	○	10	33	628	10	100%	ア
	高沼	○	1	2	545	1	100%	ア
	栗当	○	1	2	455	1	100%	ア
	北原・長崎・大牧	○	7	14	334	7	100%	ア
	下原	○	2	5	254	2	100%	ア
	栃原	○	1	2	396	1	100%	ア
	島地	○	26	68	682	26	100%	ア
	利賀入谷・谷内	○	5	13	639	5	100%	ア
	中村	○	9	19	686	9	100%	ア
	上百瀬	○	28	94	742	28	100%	ア
小計	23	253	705	-	253	100%		
城端	南原	○	16	47	232	12	75%	ウ
	瀬戸	○	10	26	227	10	100%	ウ
	盛新	○	15	39	224	15	100%	ウ
	大谷島	○	9	30	253	9	100%	ウ
	大鋸屋	○	66	237	216	46	70%	ウ
	打尾	○	32	127	227	21	66%	ウ
	林道	○	54	224	234	45	83%	ウ
	東西原	○	20	69	247	20	100%	ウ
	中尾(準山間地)	○	13	50	206	5	38%	エ
	上原(辺地)	○	13	31	179	0	0%	イ
小計	10	248	880	-	183	74%		
井口	大野	○	5	14	227	5	100%	ウ
	小計	1	5	14	-	5	100%	
福光	糸谷新	○	6	20	223	6	100%	ウ
	小院瀬見	○	7	15	229	7	100%	ウ
	立野新	○	7	14	203	4	57%	ウ
	吉見	○	20	64	219	16	80%	ウ
	綱掛	○	5	7	217	5	100%	ウ
	立野脇	○	7	13	281	7	100%	ウ
	樋瀬戸	○	7	15	220	8	114%	ウ
	土山	○	28	87	271	18	64%	ウ
	小又	○	24	59	266	24	100%	ウ
	七曲(準山間地)	○	4	12	226	1	25%	エ
	人母(辺地)	○	22	83	93	0	0%	イ
	能美(辺地)	○	5	10	192	0	0%	イ
	野地(準辺地)	○	12	52	171	0	0%	エ
	小二又(準辺地)	○	13	56	172	0	0%	エ
	湯谷(準辺地)	○	14	40	129	0	0%	エ
小計	15	181	547	-	96	53%		
合計	85	1,277	3,961	-	1127	-	-	

※世帯数及び人口は、前々年度3月末の値を用いる。(平成25年度予定)

※該当要件は、ア. 旧の過疎地域、イ. 辺地、ウ. 山間地、エ. イ又はウに準ずる20世帯未満の集落。

※準山間地: 集落内に標高200m以上の住居がある20世帯未満の集落。

※準辺地: 集落内に辺地に該当する住居がある20世帯未満の集落。(辺地はバス停等に一番近い所で計算)